

はじめに

本書のテーマは、「働き方改革」の時代と所得税です。

わが国では、現在、「働き方改革」が進行中であるといわれます。因みに、2017年を「働き方改革元年」というのだそうです。

政府の推し進めている「働き方改革」には、様々なアプローチがあるようですが、その中で、これまでの正社員という雇用形態に捉われない働き方の多様化や複線化へ向けた取組みが注目されています。

この取組みにおいては、勤務先からの時間的・空間的拘束を受けない働き方、すなわち、フリーランス（自由職業・自由業）という働き方やいわゆる「副業」（サイドビジネス）といった働き方が推奨されています。

正社員として働くことにより得られる本業の所得（給料や賞与など）については、「給与所得」として所得税が課されます。一方、サイドビジネスとかフリーランスといった働き方によって得られる報酬については、多くの場合、雑所得をはじめ、給与所得以外の所得として所得税が課されることになります。

このことが、所得税等にどのような影響を及ぼすのか、これを分かりやすく解き明かすのが本書の目的です。

現在進められている「働き方改革」の進行に伴い、今後、テレワーク（在宅勤務）や裁量労働制に加え、兼業や副業、フリーランスといった働き方が浸透し、所得の稼得方法の多様化が進んでいくことが想定されています。

このような現象は、従来、所得税について自ら、税務署に申告書を提出することも、税額の納付を行うこともないまま給与からの天引きによ

り税負担をしてきた（させられてきた）給与所得者とその予備軍が、自らによる所得税の申告書の作成・提出と税額の天引きの方法によらない納付を求められるようになるという事態を招くことを意味しているといえます。

新たな「働き方」から生じる所得については、本業の正社員としての給料や賃金と同様「給与所得」に区分されるものもありますが、「給与所得」以外の「雑所得」あるいは「事業所得」その他の所得に区分されるものもあると考えられます。

より具体的にいえば、例えば、テレワークや裁量労働制に基づく勤務の対価は、雇用契約に基づくものであり、「給与所得」に区分されるものと考えられますし、「副業」でも、正社員としての勤務先とは別の新たな副業に係る勤務先との間の雇用契約に基づくものであれば、その対価は「給与所得」に区分され、従来からの勤務先からの給与と合算して課税されることになるでしょう。

これに対し、一般的に「サイドビジネス」あるいは「フリーランス」と称されるような働き方による所得は、給与所得以外の「雑所得」や「事業所得」などに区分されることになる例が多いと思われます。

所得税は、所得の多寡に応じて負担を求められる税金ですから、従来からの給与以外に収入が増えれば、金額的に税負担が増えることは当然なのですが、従来からの勤務先の給与のみであれば、勤務先で年末調整を受ければ所得税の確定申告といった面倒な手続を求められることがなかったのが、働き方を変えることにより、そういった手続面の負担も増えてくるものと考えられるのです。

<本書の構成>

本書では、序章で、所得税の全体像を紹介し、その上で、第1編で、現在、就業人口の大部分を占めている給与所得者の所得税がどのようになって

いるのかを、所得金額の計算方法や源泉徴収制度、確定申告手続の観点から解説し、第2編では、「働き方改革」による新たな働き方によって、所得税の課税関係についてどのような影響が生じてくるのかに関し、所得区分の解説と確定申告手続を中心に説明します。

さらに、給与所得者がリタイアした後の所得税について、公的年金等や生命保険契約等に基づく年金に対する所得税について説明します。

わが国の所得税については、申告納税制度が中心に据えられているのですが、これを補完する源泉徴収制度が充実しています。本書では、このような制度が所得者からはどのように捉えられるのかという視点から説明を試みます。

なお、平成30年度（2018年度）の税制改正では給与所得者とフリーランスなどの事業所得者等との間の所得計算・所得控除の面からの公平に配慮した改正が行われています。この改正は、平成32年（2020年）から適用されることとされていますが、本書では、この改正の内容についても説明に織り込んでいます。

平成30年11月

日景 智

◆ 目 次 ◆

序章 所得税の概要・仕組み	2
1. 所得税の対象となる所得とは？	2
2. 総合課税の原則	4
3. 課税所得金額の計算（所得控除）	7
4. 所得税の納税額の計算の流れ	11
5. 申告納税制度と所得税の申告義務	16
6. 確定申告期限と納期限	18
7. 還付を受けるための申告・純損失等の金額を翌年以後に繰り越すための申告	19

第1編 給与所得者の所得税

第1章 給与所得の金額の計算	24
1. 給与所得の原則的計算方法	25
2. 特定支出控除制度	28
(1) 特定支出の範囲	28
(2) 特定支出控除が適用できる場合	30
(3) 特定支出控除の適用の手続	31
3. 給与に関連する非課税所得	33
(1) 通勤手当等	33
(2) 旅費	33
(3) 食事代	34
(4) 結婚・出産祝の金品や香典、見舞金	34
(5) 学資金	35
(6) 労働基準法の規定による災害補償	35
4. 現物給与その他金銭以外の収入の取扱い	36

(1) 商品・製品等の値引き販売	36
(2) 住宅等の貸与	36
(3) 株式関連報酬	37
第2章 給与所得の源泉徴収と年末調整	40
1. 給与所得の源泉徴収の仕組み（源泉徴収税額表等の区分）	41
(1) 給与所得の源泉徴収税額表の区分（賞与以外の通常の給与）	42
(2) 「給与所得者の扶養控除等申告書」	43
(3) 通常の給与の源泉徴収税額の求め方	49
<参考1> 電子計算機により源泉徴収税額の計算をする場合の月額表甲欄の特例	51
<参考2> 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出できる場合	54
(4) 賞与（ボーナス）に対する源泉徴収税額	55
2. 年末調整	60
(1) 年末調整の対象者	61
(2) 年末調整を行う時期	61
(3) 年末調整の手順	62
(4) 年末調整のために提出すべき書類	62
<参考> 「給与所得者の扶養控除等申告書」の役割	63
(5) 課税給与所得金額の計算	67
(6) 年調年税額の計算と過不足額の精算	67
(7) 年末調整の再調整	68
第3章 給与所得者の確定申告	69
1. 給与所得者が確定申告を要しない場合（確定申告不要制度）	70
<参考1> 「給与所得及び退職所得以外の所得金額」に関するQ & A	73
<参考2> 個人住民税の取扱い	77

2. 給与所得者が確定申告を要する場合	78
(1) 確定申告書の記載事項	79
(2) 確定申告書の使用区分	79
(3) 確定申告書の添付書類等	80
<参考> e - T a xによる確定申告の場合	83
(4) 確定申告書の提出先	84
3. 給与所得者が還付申告をすることができる場合	86
<参考> 雑損失の繰越控除・上場株式等の譲渡損失の繰越控除等のための申告	87

第2編 サイドビジネス・フリーランスと所得税等

第1章 サイドビジネス・フリーランスの所得区分	92
1. 各種所得の区分等	93
(1) 所得区分等の基本	94
<参考> 上場株式等の配当所得等の課税関係について	96
(2) 給与所得と事業所得・雑所得との区分	98
(3) 事業所得と雑所得との区分	100
2. 各種のサイドビジネス・フリーランスに係る所得の区分	104
(1) フリーランスの所得	104
(2) オンライントレードによる所得	106
TOPIC1 仮想通貨の取引等による所得	107
(3) アフィリエイトによる所得	108
(4) ネットオークションやフリマアプリによる所得	109
(5) 不動産投資（賃貸ビジネス）による所得	111
TOPIC2 民泊による所得	112
(6) 雇用契約（アルバイト・ダブルワーク）による所得	112

TOPICS 馬券の払戻金の所得区分（ギャンブルから生じる所得）について…113

第2章 サイドビジネス・フリーランスと所得税 …… 117

1. サイドビジネスやフリーランスによる所得と確定申告…… 118
 - (1) 確定申告の要否の判定等 …… 118
 - (2) 事業所得と雑所得の区分に関する注意点 …… 119
 - ＜参考1＞ 青色申告制度と記帳記録保存制度（青色申告決算書と収支内訳書）…122
 - ＜参考2＞ 家内労働者等の必要経費の特例（措法27）……123
 - (3) 不動産所得に関する注意点 …… 125
 - ＜参考＞ 任意組合やパートナーシップを通じた不動産投資（措法41の4の2）…129
 - (4) 上場株式等に係る譲渡所得等 …… 130
 - (5) 先物取引に係る雑所得等 …… 131
2. 報酬・料金の源泉徴収を受ける場合…… 133
 - (1) フリーランスに係る所得と源泉徴収 …… 133
 - (2) 確定申告による税額の精算 …… 133
3. 個人住民税について…… 135
 - (1) 個人住民税の計算 …… 135
 - (2) 個人住民税の確定手続 …… 136
 - (3) 個人住民税の普通徴収と特別徴収 …… 137
 - ＜参考＞ 普通徴収か特別徴収かの選択 - 副業所得がある場合など - …137

第3章 サイドビジネス・フリーランスと消費税 …… 138

1. 消費税における「事業者」と所得税法上の所得区分…… 139
2. 消費税の免税事業者…… 140
 - (1) 消費税の課税対象と課税売上高 …… 140

(2) 免税事業者と課税事業者	140
3. 消費税課税事業者の選択	142
(1) 消費税課税事業選択と還付申告	142
(2) 選択の取りやめ	143
<参考1> 消費税の所轄税務署(書類の提出先)	143
<参考2> 消費税課税事業者選択届出書や選択不適用届出書と提出期限	144
4. 軽減税率の導入とインボイス	145
(1) 消費税率の引上げと軽減税率の導入	145
(2) インボイス制度の採用と経過措置	146

第3編 年金収入と所得税

第1章 公的年金等と所得税	151
1. 公的年金等の雑所得の範囲	152
<参考> 非課税の年金	152
2. 公的年金等の雑所得の金額の計算	153
(1) 公的年金等の収入金額	153
(2) 公的年金等控除額	153
(3) 公的年金等に係る雑所得の速算表	154
<参考> 平成32年(2020年)以後の年分の公的年金等控除額(平成30年度改正)	155
3. 公的年金等に対する源泉徴収	156
(1) 公的年金等の扶養親族等申告書	156
(2) 公的年金等の源泉徴収税額	158
4. 公的年金等と確定申告	161
(1) 公的年金等の収入がある場合の確定申告の要否	161
(2) 確定申告書の記載事項・添付書類等	162

＜参考 1＞ 給与所得と公的年金等がある場合の申告不要制度の適否について …163

＜参考 2＞ 公的年金から天引きされる介護保険料等について …164

第 2 章 個人年金と所得税 …………… 165

1. 個人年金に係る雑所得の範囲…………… 166

2. 個人年金保険料の負担者が支払を受ける個人年金…………… 167

(1) 所得金額の計算 …………… 167

(2) 個人年金に対する源泉徴収 …………… 168

3. 相続・贈与等により取得した年金受給権に基づく年金…………… 169

(1) 相続・贈与等により取得した年金受給権に基づく年金の種類…………… 169

(2) 旧相続税法対象年金に係る所得金額の計算 …………… 170

(3) 新相続税法対象年金に係る所得金額の計算 …………… 171

4. 個人年金に係る雑所得と確定申告…………… 172

(1) 個人年金に係る雑所得がある人の確定申告の要否 …………… 172

(2) 個人年金に係る雑所得がある人の確定申告を要しない場合と注意点 … 172

＜参考＞ 個人年金を繰り上げて一時金の支払を受ける場合 …174

第 4 編 確定申告書の記載例

＜設例 1＞ 会社員が退職し、フリーランスの仕事をはじめた場合 … 177

＜設例 2＞ 会社員に副業のアルバイト収入（給与）がある場合 … 183

＜設例 3＞ 会社員が副業をしている場合…………… 188

＜設例 4＞ 会社員がサイドビジネスでワンルームマンションの賃貸をしている場合 … 192

＜設例 5＞ 公的年金等受給者が専属のコンサルタントとして報酬を得ている場合 … 199

参考資料

- 1 給与所得者の特定支出に関する明細書…………… 204
- 2 特定支出（通勤費）に関する証明書…………… 208
- 3 平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 …… 209
- 4 障害者、寡婦（寡夫）、勤労学生等の範囲 …… 210
- 5 平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書 …… 212
- 6 平成 30 年分 給与所得者の保険料控除申告書 …… 213
- 7 青色申告決算書…………… 214
- 8 収支内訳書…………… 222
- 9 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書… 226
- 10 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 …… 227
- 11 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）… 229
- 12 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 …… 231
- 13 確定申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）…………… 232
- 14 消費税課税事業者選択届出書 …… 233
- 15 消費税課税事業者選択不適用届出書 …… 234
- 16 平成 30 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 …… 235
- 17 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（本表）… 236
- 18 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書
（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）… 238

序章

所得税の概要・仕組み



序章

所得税の概要・仕組み

1 所得税の対象となる所得とは？

所得税は、いうまでもなく個人の所得にかかる税金です。このことを「所得税の課税物件は個人の所得である」などといいます。

では、「所得」とは何か？これは、法律で明確に規定されているわけではありません。

所得税法では、所得が利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得10種類に区分されており、各区分ごとに定義されています。したがって、これらの区分ごとの定義の内容を集積すれば「所得」の全体像が明らかになりそうですが、実は、これらのうち最後の10番目に定義されている「雑所得」とは、それ以外の9種類の所得のいずれにも該当しない所得のことをいうこととされていますので、結局のところ、所得税法では、「所得」というものの全体像が明らかにされているとはいえないこととなります。

とはいっても、「所得」とは何かがあらかじめ分かっていなければ、所得税という税金がどのような場合にかかってくるのかが分からないという問題も生じてきます。

「所得」とは、一般的には「経済的な利得」のことを指すと考えられるところであり、これをやや難しく説明すると、「外部からの経済的価値の流入」ということとなります。

因みに、各種所得の金額は、次表のとおり、それぞれの（総）収入金額を基礎として計算することとされていますが、その（総）収入金額について規定する所得税法36条では、金銭に加え、物や権利のほか経済的利益による収入が掲げられており、これらの経済的価値の（外部からの）流入が所得であると理解することもできそうです。

各種所得の金額の計算方法

所得の区分		計算方法
利子所得	預貯金や公社債の利子 合同運用信託・公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託の収益の分配	利子所得の金額 = 利子所得の収入金額
配当所得	株主等が受ける剰余金の配当で一定のもの 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）・特定受益証券発行信託の収益の分配など	配当所得の金額 = 配当所得の収入金額 - 配当等の元本を取得するための負債利子
不動産所得	不動産・不動産の上に存する権利・船舶・航空機の貸付け（これらを使用させることを含む）による所得	不動産所得の金額 = 不動産所得の総収入金額 - 必要経費
事業所得	事業（不動産貸付業を除く）から生ずる所得	事業所得の金額 = 事業所得の総収入金額 - 必要経費
給与所得	勤務先から受ける給料、賃金、賞与など	給与所得の金額 = 給与所得の収入金額 - 給与所得控除額 ※ 特定支出控除の特例あり
退職所得	勤務先の退職により受ける退職金など	退職所得の金額 = $\left(\begin{array}{l} \text{退職所得の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$ ※ 特定役員退職金の特例あり
山林所得	山林（立木）の伐採・譲渡による所得	山林所得の金額 = 山林所得の総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲渡所得	資産（棚卸資産・山林を除く）の譲渡による所得	譲渡所得の金額 = 譲渡所得の総収入金額 - $\left(\begin{array}{l} \text{取得費} \\ + \\ \text{譲渡費用} \end{array} \right)$ - 特別控除額 ※ 長期・短期の別に計算
一時所得	上の8種類の所得のいずれにも該当しない所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で、役務や資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの	一時所得の金額 = 一時所得の収入を得るために支出した金額 - 特別控除額
雑所得	上の9種類の所得のいずれにも該当しない所得	雑所得の金額 = ① + ② ① = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② = 公的年金等以外の雑所得の総収入金額 - 必要経費

2 総合課税の原則

1で述べたように、所得税法では、所得が10種類に区分されており、所得金額の計算方法もそれぞれ各別に定められています。税額の計算は、各種所得の金額ごとに別々に行うのではなく、原則として、各種所得の金額を合計するなどして計算した総所得金額（不動産所得や事業所得などの一部の赤字の金額を除き、赤字の金額は反映されません。）から納税者個々の親族などの状況や負担した医療費、保険料などに基づいて計算される所得控除の額を差し引いた課税総所得金額に対して所定の税率を掛けて税額を計算する仕組みになっています。これを「総合課税」といいます。

ただし、退職所得や山林所得のほか、土地や建物の譲渡による譲渡所得など租税特別措置法の規定で「分離課税」とされているものについては、各別に税額計算を行うことになっています。

(注) 不動産所得や事業所得の赤字の金額については、総所得金額等を計算する際に他の所得から差し引くことができます。これを「損益通算」といいます(所法69)。ただし、不動産所得の赤字の金額のうち、貸付物件の土地や敷地の取得のための負債の利子に相当する部分の金額などは、損益通算の対象外とされています(措法41の4)。

また、損益通算の対象とされる赤字の金額が他の所得の黒字の金額(0を含みます。)を上回っている場合、その差額を「純損失の金額」といい、青色申告書を提出しているなど一定の要件に該当すれば、翌年以後3年間の各年分に順次繰り越して控除を受けることができます。これを「純損失の繰越控除」といいます(所法70)。

なお、租税特別措置法の規定により分離課税とされる所得には、預貯金の利子などのように所得税の源泉徴収により課税関係が完結する「源泉分離課税」の所得と申告により税額を確定(精算)することを原則とする「申告分離課税」の所得があります。

(注) 源泉分離課税の所得については、所得税の源泉徴収により課税関係が完結するため、その所得を申告する必要がないのはもちろんですが、申告することによってその源泉徴収税額の還付を受けることもできません。

所得の区分ごとに課税方法を整理すると、次のようになります。

所得の区分と課税方法

区 分	概 要	課税方法
利 子 所 得	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総 合
	特定公社債の利子などの所得 ※確定申告不要制度があります。	申告分離
	預貯金の利子などの所得	源泉分離
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※確定申告不要制度があります。 (申告分離課税を選択したものを除く。)	総 合
	上場株式等の配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得 ※確定申告不要制度があります。	申告分離
	特定目的信託（私募のものに限ります。）の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
不 動 産 所 得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総 合
事 業 所 得	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総 合
	事業として行う、株式等の譲渡による所得や先物取引に係る所得	申告分離
給 与 所 得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総 合
退 職 所 得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得 ※一般的には確定申告を要しません。	申告分離

山 林 所 得		所有期間が5年を超える山林（立木）を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
譲 渡 所 得		ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総 合
		土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得	申告分離
		貴金属などの売戻し条件付売買の利益（金投資口座の利益など）	源泉分離
一 時 所 得		生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総 合
		保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	総 合
	そ の 他	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	
		事業に該当しない継続的な株式等の譲渡や先物取引による所得	申告分離
		定期積金の給付補填金、一定の抵当証券の利息など	源泉分離